

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成22年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成23年5月17日

光市監査委員 山本武男
同 中村賢道

平成 22 年 度

定 期 監 査 報 告 書

光 市 監 査 委 員

定期監査の結果報告

- 1 監査の時期 平成22年11月1日から平成23年4月21日まで
- 2 監査の対象
 - (1) 市長部局
 - ア 政策企画部 企画広報課、国体推進課、財政課、行政改革推進室、入札監理課
 - イ 総務部 総務課、人事課、情報推進課
 - ウ 市民部 市民課、税務課、生活安全課、人権推進課、地域づくり推進課
 - エ 大和支所 住民福祉課、地域事業課
 - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
 - カ 福祉保健部 社会福祉課、介護保険課、子ども家庭課、健康増進課
 - キ 経済部 農業耕地課、水産林業課、商工観光課
 - ク 建設部 土木課、建築住宅課、用地課、都市整備課
 - ケ 会計管理者 会計課
 - (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、文化・生涯学習課、体育課、図書館、学校給食センター（光・大和）
 - (3) 市議会
 - (4) 農業委員会
 - (5) 選挙管理委員会
 - (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課
 - (7) 病院局 光総合病院、大和総合病院、ナイスケアまほろば
- 3 監査の範囲

本年度は、支出事務全般（主として歳出科目が負担金補助及び交付金のもの。ただし、「会議、研修会等出席負担金」は除く。）について実施した。
- 4 監査の方法

監査に当たっては、事務事業が関係法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを関係帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴

取等通常実施すべき監査手続により実施した。

5 監査の結果

監査の結果について、おおむね適正に事務処理されているものと認められたが、次の事項については検討、改善すべき点がある。

(1) 補助金について

ア 交付決定について

補助金交付の意思決定が行われた日は、交付決定に係る起案書の決裁日となるが、決裁日と交付決定書の日付が一致していないものが多く見受けられた。

イ 事業内容について

補助金は、地方自治法第232条の2に規定されている公益性があり、補助の目的に沿った事業内容でなければ交付できないが、補助の対象に不明確な用途のある内容が含まれているものが見受けられた。

ウ 事業確認について

市は、補助金が補助の目的に沿った事業内容に適切に使用されているかを確認する必要があるが、事業完了後に補助金の実績報告のないもの、翌年の補助金申請まで実績報告のないものが見受けられ、事業完了後に速やかな事業内容の確認が行われていないものも多く存在していた。

エ 決裁日について

起案書の決裁日が、未だ記入されていないものが見受けられた。

6 最後に

今回の定期監査は、補助金の事務事業を主にした検査を実施した。

補助金については、憲法第89条の規定による公の支配に属する制限及び地方自治法第232条の2の規定による公益上の必要なものの制限があり、これらに違反すれば補助金を支出できないのでその公益性等十分確認して支出する必要がある。しかしながら、その担保となる事業内容を確認していないものが見受けられるので、交付申請時の事業内容の確認はもちろんのこと、事業完了後の実績報告書等の提出により補助金を支出するに十分な内容となっているか確認を行い、市の責務として補助事業の明確化及び適正化を図られるよう強く望むものである。

また、交付決定に係る起案書の決裁日と交付決定書の日付が一致していないものが多く見受けられたので、同一の日付として正しく処理されるよう望むものである。

起案書について、決裁日の記入のないものが依然として存在し、市の意思決定がいつ行われたか不明である。市の意思決定の重要性に鑑み、決裁日の記入が正しく行われるよう望むものである。